緊急時対応について

本校においては、大規模地震が発生した場合には、以下のように対応いたします。

- ① 震度5強以上、または5弱以下であっても公共交通機関がマヒするなど保護者 が帰宅困難である場合は、保護者が引き取りに来るまで、生徒を学校に待機さ せる。
- ② ①の場合、保護者への引渡しの開始について、防災行政無線、連絡メール、学校ホームページで周知する。
- ③ 保護者への引渡しについては、「災害時引渡しカード」に記入された引取り者に限る。
- ④ 震度4以上の場合は、連絡メール及び学校ホームページにて、生徒の避難状況 を周知する。通学路及び地域の安全を確認したのち、生徒を下校させる。ただ し、保護者が帰宅困難であると事前に届け出がある場合には学校で待機させる。

なお、震度5強以上の場合には、区内小中学校は「緊急避難所」として開放されます。さらに、 避難所運営協議会が立ち上がった後、避難所開設準備に入ります。今後、地域の防災拠点として、 町会や自治会と連携して準備を進めてまいりますが、各ご家庭におかれましても、大地震発生時の 避難や連絡方法について、ぜひ、話し合っておいてください。

(参考) 災害用伝言ダイアル 「171」 毎月1日と15日に、無料体験ができます。